

介護保険 住宅改修の手引き

支給要件

- ・ 要支援又は要介護認定を受けている被保険者であること
- ・ 心身や住宅の状況からみて必要な改修であること
- ・ 要支援、要介護者がお住まいの（住民票がある）住宅の改修であること
- ・ 改修内容が介護保険の給付対象となる住宅改修であること
- ・ 工事の着工前に、市役所へ事前承認申請を提出していること

介護保険の給付対象となる住宅改修の種類

	改修種別	内 容
(1)	手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防、又は移動動作等に資することを目的として設置するもの。 (工事を伴わないものは対象外)
(2)	段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための改修をいい、具体的には、敷居を低くしたり、スロープを設置したり、浴室の床のかさ上げ等が想定される。 (工事を伴わないものや昇降機、リフト等の設置工事は対象外)
(3)	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては滑りにくい床材への変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定される。
(4)	引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も給付対象となる。
(5)	洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器に取り替える工事や、既存の便器の位置や向きを変更する場合等が想定される。 なお、福祉用具購入費支給対象である腰掛便座の設置は住宅改修の給付対象として認められない。
(6)	その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	①手すりの取付けのための壁の下地補強 ②浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ③床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備 ④扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化工事を除く)や床材の変更

住宅改修の支給限度基準額

支給限度基準額は、要支援・要介護状態区分にかかわらず、20万円です。改修にかかった費用20万円までについて住宅改修の支給申請をすることができ、そのうちかかった費用の9割分（1割負担者）、8割分（2割負担者）又は7割分（3割負担者）が保険から支払われます。（分割利用も可能）また、安城市では、対象となる費用が20万円を超えた場合は、10万円まで市の補助金（人にやさしい住宅リフォーム費）を支給します。

例1. 15万円の住宅改修を行った場合（1割負担者の場合）

13万5千円は保険給付。市補助金はなし。→ 合計13万5千円支給。1万5千円自己負担。

例2. 25万円の住宅改修を行った場合（1割負担者の場合）

18万円は保険給付。5万円は市補助金。→ 合計23万円支給。2万円は自己負担。

例3. 35万円の住宅改修を行った場合（1割負担者の場合）

18万円は保険給付。10万円は市補助金。→ 合計28万円支給。残り7万円は自己負担。

ひとり生涯20万円までの支給限度基準額ですが、要介護状態区分が重くなったとき（最初の住宅改修に着工した日と比べて、3段階上昇時）、また、転居した場合は再度20万円までの支給限度基準額が設定されます。

（3段階リセットについての注意点）

「要支援2」の区分は、要介護状態等基準時間が「要介護1」と同様の状態であり、住宅改修における介護の必要の程度をはかる目安としては、同じものと整理します。したがって、要支援1が要介護2となった場合、要介護状態区分等は3段階上がるが、介護の必要度をはかる目安（段階）は2段階の上昇にとどまっており、支給限度基準額はリセットされないこととなります。

介護の必要の程度をはかる目安 （段階）	要介護状態区分等
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2 又は 要介護1
第一段階	要支援1 又は 経過的要介護

住宅改修のながれ

ケアマネジャー等に相談



事前承認申請書を提出

	提出書類	留意事項
1	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前（変更）承認申請書	着工日は申請日翌日から数えて着工日まで、最短で5営業日あけてください。
2	住宅改修が必要な理由書	ケアマネジャー等に記載してもらいます。ケアマネジャーがいない場合は、お住まいの地域の包括支援センター又は任意の居宅介護支援事業者等に依頼してください。
3	工事費見積書	宛名は被保険者本人であること。材料費、施工費、諸経費を適切に区分し、材質・サイズなどの規格や数量・単価など可能な限り詳細を記載してください。
4	工事箇所の改修前の写真	日付入りのカラー写真で、改修前後を対比できるような写真を提出してください。（日付機能がないカメラは黒板等を利用して写真の中に日付を入れてください。）
5	工事前と工事後（予定）の図面	可能な限り詳細に記載し、居宅内の位置関係がわかるものを提出してください。
6	所有者の承諾書※	賃貸住宅などを改修する場合に提出してください。被保険者が所有者と別居の場合も所有者の承諾を必要とします。
7	受領委任払い同意書※	受領委任払い制度を利用する場合に提出してください。



住宅改修費承認（不承認）通知書が届く



事前承認申請が承認されたら

施工（着工） ⇒ 完成



支給申請書を提出

	提出書類	留意事項
1	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書	事前申請日、着工日、完成日、改修費用を記載してください。
2	工事費内訳書	材料費、施工費、諸経費を適切に区分し、材質・サイズなどの規格や数量・単価など可能な限り詳細を記載してください。
3	工事後の図面	工事後の図面を可能な限り詳細に記載してください。

4	領収書（原本）	領収書を確認しますので、必ず原本をご持参ください。 なお、但し書きは住宅改修対象の工事の領収書であることが分かるようにしてください。宛名は被保険者本人の名義で作成してください。
5	工事箇所の改修後の写真	日付入りのカラー写真で、改修前後を対比できるような写真を提出してください。（日付機能がないカメラは黒板等を利用して写真の中に日付を入れてください。）

（提出書類の注意点）

○工事後の図面について

当該被保険者の住宅改修に関わる動線の確認を行います。当該工事に関係する場合は、工事箇所のみではなく、洗濯物干し場や居室等被保険者の移動に関係する場所も書き込まれたものを提出してください。

○工事箇所の改修前後の写真について

別紙「写真撮影のポイント」を参照してください。

○領収書の記載について

別紙「領収書記入例」参照してください。